

健康長寿課介護支援室

長野県地方税滞納整理機構の管理職員等の範囲を定める規則をここに公布します。

平成23年4月28日

長野県人事委員会委員長 林 新一郎

長野県人事委員会規則第11号

長野県地方税滞納整理機構の管理職員等の範囲を定める規則

(目的)

第1条 この規則は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第7条第4項の規定により長野県が公平委員会の事務の委託を受けた長野県地方税滞納整理機構について、同法第52条第4項により、同条第3項ただし書に規定する管理職員等の範囲を定めることを目的とする。

(管理職員等の範囲)

第2条 管理職員等は、次に掲げる職を有する者とする。

- (1) 事務局長
(2) 総務課長

(職の変更についての通知)

第3条 長野県地方税滞納整理機構の長は、管理職員等又はこれに相当すると認められる職員の職の改廃又は新設があったときは、速やかにその旨を長野県人事委員会に通知しなければならない。

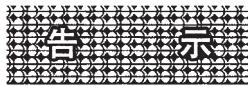
(補則)

第4条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、長野県人事委員会が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会事務局



長野県告示第314号

介護保険法(平成9年法律第123号)第77条第1項の規定による指定居宅サービス事業者の指定の取消し及び同法第115条の4第1項の規定による指定介護予防サービス事業者の指定の取消しを次のとおり行いました。

平成23年4月28日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 指定居宅サービス事業者
訪問看護

Table with 3 columns: 事業所の名称, 所在地, 指定を取り消した年月日. Entry for 株式会社ほていや 諏訪市湖岸通り一丁目15番5号.

- 2 指定介護予防サービス事業者
介護予防訪問介護

Table with 3 columns: 事業所の名称, 所在地, 指定を取り消した年月日. Entry for 株式会社ほていや 諏訪市湖岸通り一丁目15番5号.

長野県告示第315号

長野県不妊治療費助成事業実施要綱(平成16年長野県告示第425号)の一部を次のように改正し、平成23年度の助成から適用します。

平成23年4月28日

長野県知事 阿 部 守 一

題名を次のように改める。

長野県不妊に悩む方への特定治療支援事業実施要綱

第3第3項中「)に基づいて」を「。以下この項及び第6第2項において「総合支援事業実施要綱」という。)に基づいて」に、「1年度当たり2回」を「1年度目は年3回(他の地方自治体が総合支援事業実施要綱に基づいて実施する助成を受けたことがある場合には、当該助成を受けた回数と合わせて3回)を、2年度目以降は年2回」に、「母子保健医療対策等総合支援事業実施要綱に」を「総合支援事業実施要綱に」に、「2回)」を「2回)を、通算10回(他の地方自治体が総合支援事業実施要綱に基づいて実施する助成を受けたことがある場合には、当該助成を受けた回数と合わせて10回)」に改める。

第4第2項中「長野県不妊治療費助成事業申請書」を「長野県不妊に悩む方への特定治療支援事業申請書」に改め、同第4第3項第1号中「不妊治療費助成事業受診等証明書」を「長野県不妊に悩む方への特定治療支援事業受診等証明書」に改め、同第4第4項中「2回目」の次に「又は3回目)を、「1回目」の次に「又は2回目)を加える。

第6第2項中「母子保健医療対策等総合支援事業実施要綱」を「総合支援事業実施要綱」に、「同要綱第2第4項第5号)を「同号」に改め、同第6第3項中「不妊治療費助成事業実施医療機関指定申請書」を「長野県不妊に悩む方への特定治療支援事業実施医療機関指定申請書」に改め、同第6第5項中「不妊治療指定医療機関申請事項変更届)を「長野県不妊に悩む方への特定治療支援事業実施指定医療機関申請事項変更届)に改め、同第6第6項中「不妊治療指定医療機関指定辞退届)を「長野県不妊に悩む方への特定治療支援事業実施指定医療機関指定辞退届)に改める。

第7中「社団法人日本産科婦人科学会)を「公益社団法人日本産科婦人科学会)に改める。

別表の1の(3)中「日本産科婦人科学会)を「公益社団法人日本産科婦人科学会)に改め、同表の2の(1)のA中「第20条第3項)を「第20条第3号)に改め、同表の3の(1)のA中「(社)日本産科婦人科学会認定産婦人科専門医)を「公益社団法人日本産科婦人科学会認定産婦人科専門医)に、同ウ中「(社)日本産科婦人科学会)を「公益社団法人日本産科婦人科学会)に改める。

様式第1号の表面中「長野県不妊治療費助成事業申請書)を「長野県不妊に悩む方への特定治療支援事業申請書)に、「(1・2)回目)を「(1・2・3)回目)に、「長野県不妊治療費助成事業受診等証明書)を「長野県不妊に悩む方への特定治療支援事業受診等証明書)に改め、同様式の裏面中「(社)日本産科婦人科学会)を「公益社団法人日本産科婦人科学会)に改める。

様式第2号中「長野県不妊治療費助成事業受診等証明書)を「長野県不妊に悩む方への特定治療支援事業受診等証明書)に、「(社)日本産科婦人科学会UMIN個別調査票)を「公益社団法人日本産科婦人科学会UMIN個別調査票)に改める。

様式第3号中「長野県不妊治療費助成事業実施医療機関指定申請書)を「長野県不妊に悩む方への特定治療支援事業実施医療機関指

定申請書」に、「長野県不妊治療費助成事業実施要綱」を「長野県不妊に悩む方への特定治療支援事業実施要綱」に改める。

様式第5号中「長野県不妊治療費助成事業実施指定医療機関申請事項変更届」を「長野県不妊に悩む方への特定治療支援事業実施指定医療機関申請事項変更届」に、「長野県不妊治療費助成事業実施医療機関」を「長野県不妊に悩む方への特定治療支援事業実施医療機関」に改める。

様式第6号中「指定医療機関指定辞退申出書」を「長野県不妊に悩む方への特定治療支援事業実施指定医療機関指定辞退申出書」に、「長野県不妊治療費助成事業実施医療機関」を「長野県不妊に悩む方への特定治療支援事業実施医療機関」に改める。

こども・家庭課

長野県告示第316号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第8条第1項の規定により、農林水産大臣から、同法第4条第1項本文の規定による平成22年度定期種畜検査において、現在交付している種畜証明書の有効期間を超えるものについては、同法第6条第2項の規定により、当該有効期間を次期検査の日まで延長した旨通報があった。

平成23年4月28日

長野県知事 阿部守一

園芸畜産課

長野県告示第317号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、平成23年度地籍調査事業計画を次のとおり定めました。

平成23年4月28日

長野県知事 阿部守一

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
長野市	長野市戸隠豊岡、鬼無里、信州新町日原西の各一部	平成24年3月31日まで
松本市	松本市中川の一部	〃
上田市	上田市岡、塩川、長の各一部	〃
飯田市	飯田市上村、南信濃八重河内の各一部	〃
須坂市	須坂市大字日滝の一部	〃
小諸市	小諸市甲、乙、丁の各一部	〃
伊那市	伊那市野底、西春近の各一部	〃
大町市	大町市美麻新行の一部	〃
佐久市	佐久市湯原新田、上小田切の各一部	〃
千曲市	千曲市大字上徳間の一部	〃
南佐久郡佐久穂町	南佐久郡佐久穂町大字上の一部	〃
北佐久郡御代田町	北佐久郡御代田町大字茂沢、大字豊昇の各一部	〃
小県郡青木村	小県郡青木村田沢の一部	〃
上伊那郡辰野町	上伊那郡辰野町大字辰野の一部	〃
上伊那郡飯島町	上伊那郡飯島町本郷の一部	〃
上伊那郡中川村	上伊那郡中川村片桐の一部	〃
下伊那郡阿南町	下伊那郡阿南町和合の一部	〃
下伊那郡天龍村	下伊那郡天龍村大河内の一部	〃
下伊那郡大鹿村	下伊那郡大鹿村大字鹿塩の一部	〃
木曾郡上松町	木曾郡上松町大字萩原の一部	〃
木曾郡南木曾町	木曾郡南木曾町田立の一部	〃
木曾郡木曾町	木曾郡木曾町福島、日義、開田高原末川の各一部	〃
木曾郡木祖村	木曾郡木祖村大字藪原の一部	〃
木曾郡大桑村	木曾郡大桑村大字野尻の一部	〃
東筑摩郡筑北村	東筑摩郡筑北村坂北の一部	〃
北安曇郡白馬村	北安曇郡白馬村北城の一部	〃
上水内郡飯綱町	上水内郡飯綱町大字倉井、大字赤塩の各一部	〃
下高井郡山ノ内町	下高井郡山ノ内町大字夜間瀬の一部	〃
下高井郡木島平村	下高井郡木島平村大字穂高の一部	〃
下水内郡栄村	下水内郡栄村大字塚の一部	〃

農地整備課

## 長野県告示第318号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成23年4月28日

長野県知事 阿部 守一

- 1 保安林予定森林の所在場所  
下伊那郡高森町下市田79の1、79の7、79の8
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び高森町役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

## 長野県告示第319号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成23年4月28日

長野県知事 阿部 守一

- 1 保安林予定森林の所在場所  
下伊那郡阿南町字富草910
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び阿南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

## 長野県告示第320号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成23年4月28日

長野県知事 阿部 守一

- 1 保安林予定森林の所在場所  
下伊那郡阿智村春日301、302、337の23、337の24、337の30から337の33まで、337の36から337の38まで、337の40、347の2、351から360まで、362、363の1、364から368まで
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び阿智村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

## 長野県告示第321号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成23年4月28日

長野県知事 阿部 守一

- 1 保安林予定森林の所在場所  
下伊那郡下條村陽阜4765の8、4766
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び下條村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

**長野県告示第322号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成23年4月28日

長野県知事 阿部 守一

- 1 土砂災害警戒区域の名称  
入の沢沢(1)、入の沢沢(2)、白山の沢、天神平の沢、蛇久保の沢、南部沢、御牧ヶ原沢及び八幡沢
- 2 指定の区域  
佐久市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県佐久建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂 防 課

**長野県告示第323号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成23年4月28日

長野県知事 阿部 守一

- 1 土砂災害警戒区域の名称  
俵窪、大飛々沢1、大飛々沢2、本神沢、米沢、尾入沢1、尾入沢2、穴沢、細木嵐及び釜ノ沢
- 2 指定の区域  
松本市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県松本建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂 防 課

**長野県告示第324号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成23年4月28日

長野県知事 阿部 守一

- 1 土砂災害警戒区域の名称  
俵窪
- 2 指定の区域  
安曇野市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課、長野県松本建設事務所及び長野県安曇野建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂 防 課

**長野県告示第325号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成23年4月28日

長野県知事 阿部 守一

- 1 土砂災害特別警戒区域の名称  
入の沢沢(1)、入の沢沢(2)、白山の沢、天神平の沢、蛇久保の沢、南部沢、御牧ヶ原沢及び八幡沢
- 2 指定の区域  
佐久市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県佐久建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）
- 3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項  
別図に記載するのとおり

砂 防 課

**長野県告示第326号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成23年4月28日

長野県知事 阿部 守一

- 1 土砂災害特別警戒区域の名称  
俵窪、大飛々沢2、本神沢、米沢、尾入沢1、穴沢、細木嵐及び釜ノ沢
- 2 指定の区域  
松本市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県松本建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）
- 3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項  
別図に記載するのとおり

砂 防 課

**長野県告示第327号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成23年4月28日

長野県知事 阿部 守一

- 1 土砂災害警戒区域の名称  
屋敷裏、海戸田・原、舟久保、庄ノ上、中山腰、中山、上ノ山、御馬寄・柳平、駒寄・駒寄山、駒寄沢、水地村、赤坂、御牧原、岩下、下唐沢・岩下、山本、走り落、下平、上ノ平、中宿、川添、



前林、菖蒲沢・木瓜峯、山ノ田、土合、東沢口、天徳、宮脇、上屋敷、会下、狐山、島久保、向原、西ノ平、唐沢、腰巻、常田、向田、入ノ沢及び寺尾

## 2 指定の区域

佐久市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県佐久建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

### 長野県告示第328号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成23年4月28日

長野県知事 阿部守一

## 1 土砂災害警戒区域の名称

下角(1)、上角、上立田、大久保、丸田、上立田(4)、丸田(2)、上野、小室(1)、小室(2)、中塔、大久保西2、田屋(1)、花見、八景山1、八景山2、寺家西、北々条、北々条北及び小室(3)

## 2 指定の区域

松本市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県松本建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

### 長野県告示第329号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成23年4月28日

長野県知事 阿部守一

## 1 土砂災害特別警戒区域の名称

屋敷裏、海戸田・原、舟久保、庄ノ上、中山腰、中山、上ノ山、御馬寄・柳平、駒寄・駒寄山、赤坂、御牧原、岩下、下唐沢・岩下、山本、走り落、土合、東沢口、天徳、宮脇、上屋敷、会下、狐山、島久保、向原、西ノ平、入ノ沢及び寺尾

## 2 指定の区域

佐久市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県佐久建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

## 3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課

### 長野県告示第330号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成23年4月28日

長野県知事 阿部守一

## 1 土砂災害特別警戒区域の名称

下角(1)、上角、上立田、大久保、丸田、上立田(4)、丸田(2)、上野、小室(1)、小室(2)、中塔、花見、八景山1、八景山2、寺家西、北々条、北々条北及び小室(3)

## 2 指定の区域

松本市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県松本建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

## 3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課

### 長野県告示第331号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が地滑りである土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成23年4月28日

長野県知事 阿部守一

## 1 土砂災害警戒区域の名称

大栗A、大栗B、中峰(1)A、中峰(1)B、梨原A、梨原B、梨原C、梨原D、大栗2、入谷A、入谷B、入谷C、入谷D、入谷E、入谷F、清水(1)、引の田A、引の田B、引の田C、桃ノ平、大塩A、大塩B、中峰(2)、河合A、河合B、河合C、河合D、中尾(1)、釜沢、中洞A、中洞B、上青木A、上青木B、上青木C、上青木D、舟岩、沢井A、沢井B、沢井C、沢井D、西A、西B、南山、中尾(2)A、中尾(2)B、清水(2)A、清水(2)B、清水(2)C、清水(2)D、清水(2)E、清水(2)F、清水(2)G、清水(2)H、清水(2)I、清水(2)J、清水(2)K、田本、沢戸A、沢戸B、沢戸C、沢戸D、上蔵A、上蔵B、上蔵C及び上蔵第二

## 2 指定の区域

下伊那郡大鹿村のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県飯田建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

### 長野県佐久地方事務所告示第1号

佐久広域連合長から申請のあった規約の変更については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、平成23年3月31日付けで許可しました。

平成23年4月28日

長野県佐久地方事務所長 松本有司

市町村課